

令和4年度（2022年度）

産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書縦覧一覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく縦覧

法律第15条第4項

都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

事業者	施設の種類	公告日	縦覧期間
ナンヨー株式会社	政令第7条第14号ハ 管理型最終処分場	令和4年9月30日	令和4年9月30日から 令和4年10月31日まで